

静岡市

現状では「生活環境保全上の支障が生じていない。また生じるおそれも無いと考
えられる。」ので汚染土を撤去しないこ
とを今年5月中旬決定

ダイオキシン
って安全なの？

えっ！本当なの？
一緒に考えよう！

＜吉津ダイオキシン汚染から考える市民集会＞



ダイオキシンは安全か!?

日時 2003年7月5日(土) 13:30 ~ 16:30

場所 アイセル21 3階31集会室

講演 「ダイオキシンは安全か？吉津ダイオキシン汚染を考える」

藤原寿和氏(化学物質問題市民研究会代表)プロフィール裏面参照

報告 「吉津ダイオキシン汚染の現状」 吉津地区住民他

その他 質疑討論等

参加費 500円

主催 市民集会実行委員会

問合せ先 壺阪道也 054-257-3177 大橋裕子 090-7225-3231

ホジテーブル 054-209-8218 清流ネット静岡 054-278-7013



＜吉津ダイオキシン汚染とは？＞

安倍川への合流点から藁科川沿いに2～3キロのところに静岡市吉津地区がある。その地域の3ヶ所に大橋解体(現在廃業)が20年以上も産業廃棄物の野焼きとその焼却灰の埋立処理をし続けた。10数年前から町内から静岡市に要請し続けたが、静岡市は指導をしたものの業者は結局従わず、一昨年倒産してしまった。(静岡市の指導のあり方も甘かったという批判もある)昨年の夏、住民によるダイオキシン汚染調査が行われ、3326pg-TEQ/gがマスゴミにも報道され大きな社会問題となった。業者が倒産してしまっている今となっては静岡市の代執行による汚染土の撤去が求められているのだが、静岡市は去る5月中旬に撤去しないことを決め、6月5日現在、住民説明会の予定すらないという。



＜市民集会協力団体＞ 6月5日現在
清流ネット静岡・吉津ダイオキシン灰撤去の会
静大環境サークル“リカー”
アバトについて考える会
オレンジテーブル
しみず地球村
静岡地球村
健やかな命のための生活講座
「ゴミの町静岡」市民ネットワーク

「ダイオキシンは安全！？」市民集会参加の呼びかけ

20年以上続いた解体業者による野焼きと焼却灰山積み放置の吉津ダイオキシン問題について去る5月中旬静岡市はダイオキシン汚染土を実質的に撤去しないことを決めた。

「生活環境保全上の支障が生じていない。また生じるおそれもないと考えられる。」が静岡市の結論である。住民が昨年7月に行ったダイオキシン値調査で3326pg-TEQ/g、静岡市が解体業者に行かせた調査結果でも150~1500pg-TEQ/g という値が検出されている。静岡市新沼上清掃工場の飛灰のダイオキシン値550pg-TEQ/g (00年9月調査)を考えると到底、生活環境保全上の支障が生じないとは考えられない。(注:焼却時発生のだいオキシンの90%が飛灰に含まれていると言われ、ダイオキシン類特措法の完全適用により、管理型処分場にすら飛灰は直接持ち込めなくなった)

何故静岡市は「支障が生じないし、生じるおそれもないと考えられる」と結論を出したのだろうか？

3月24日の吉津住民に対する説明会の席上で、説明会の静岡市側の最高責任者は「ダイオキシン - 神話の終焉」という本を紹介しながら、住民のダイオキシンに対する不安の訴えに対し「...奇形への影響もまったく根も葉もないと言っている学者もいる。是非そういう本もありますので...」等々と2時間近くに渡る説明会の半分近くを「ダイオキシンはそんなに危険ではない」かのごとくの説明を行ったという。もちろん、これは説明者の個人的意見であると信じたい。何故なら、この本は説明者も含めた静岡市廃棄物行政にとっての憲法とも言える昨年12月1日に本格適用された「ダイオキシン類対策特別措置法」を真っ向から否定する本だからである。

この本の中で共感できる部分も確かにある。特に「あとがき」の「ダイオキシン類対策特別措置法の本格適用にも関わらず、マスコミ・市民運動・学者もダイオキシンに関して沈黙している」との指摘である。「ダイオキシン問題を風化させてはならないのでは!？」との思いを込めて、吉津ダイオキシン汚染とこの「神話の終焉」の本をきっかけに、今風化しかけている「ダイオキシン」について今一度考えるキッカケになればとこの集会を準備した。

多くの市民の方の参加を心よりお願い申し上げます。(市民集会実行委員会)

<講師プロフィール>

藤原 寿和 [ふじわら・としかず] さん

1946年 茨城県に生まれ

1970年 早稲田大学理工学部応用化学科卒業

2002年4月 現職・環境局多摩環境事務所管理課火薬電気係に

[学会] 廃棄物学会

[所属]

「止めよう!ダイオキシン汚染・関東ネットワーク」事務局長
化学物質問題市民研究会代表

ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議常任幹事

残土・産廃問題ネットワーク・ちば代表

有害化学物質削減ネットワーク事務局長

カネミ油症被害者支援センター事務局長

<資料>

吉津ダイオキシン汚染土に関する静岡市の決定(要旨)

<1> 廃掃法に基づき対応し、焼却灰が混ざった建設残土は産業廃棄物であり、ダイオキシン類対策特別措置法は適用されない。

<2> 元解体業者に放置されている建設残土(焼却灰)の適正処分を行うよう指導する(元業者は資力不足のため実質的に適正処分することは難しい) 注:行政命令を出してまで行為者を犯罪人にはしない。

<3> 12/27公表のダイオキシン検査で井戸水、河川水、河川底質、周辺土壌はすべて環境基準以下、全国平均値・静岡市内平均値に比べ、問題がない。9/25の井戸水の重金属類検査結果では飲料水としての基準を全てクリアしていた。

以上から、現時点では生活環境保全上の支障が生じていないし、ダイオキシン類は水に溶けにくいことなどから、今後もその影響が出るおそれはないと考えられる。

<4> 特別措置

市は住民の不安を解消するため、井戸水についてダイオキシン類を含む飲料水全項目のモニタリングを当分の間実施する。地区内5箇所×2回/年